

○救急医療対策 25,159百万円（9,989百万円）

（1）救急医療の改善策の推進 23,067百万円（8,630百万円）

① 救急医療を担う医師の支援（再掲） 4,090百万円（0百万円）

救急医療の中でも特に過酷な夜間・休日の救急を担う勤務医の手当への財政的支援を行う。

② 救急医療の充実 8,513百万円（3,153百万円）

夜間・休日に小児の軽症患者の診療を行う小児初期救急センターの運営を支援するとともに、入院治療が必要な救急患者を受け入れる医療機関（第二次救急医療機関）に対して、救急患者の受入れ実績等を踏まえた支援などを行う。また、重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センター（第三次救急医療機関）の整備を推進する。

③ 管制塔機能を担う救急医療機関に対する支援（新規） 3,829百万円（0百万円）

平時から地域全体の医療機関の専門性に関する情報を共有し、病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を振り分ける体制を整備する。

④ 救急医療機関での受入を確実なものとする支援策の実施（新規）

1,100百万円（0百万円）

夜間・休日における第二次救急医療機関を地域の診療所医師に応援してもらうために、診療所医師の手当への財政的支援を行う。

⑤ その他の救急医療対策事業 5,536百万円（5,478百万円）

（2）ドクターヘリ導入促進事業の充実 2,092百万円（1,359百万円）

早期治療の開始と迅速な搬送による救命率の向上を図るため、ドクターヘリ（医師が同乗する救急医療用ヘリコプター）事業を推進する。また、昼間の利用にとどまっているドクターヘリを夜間にも利用することができるように夜間搬送の照明器具の設置等を行う。

（注）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。